



県章



平成28年
2月19日(金)
号外(第4号)

目次

ページ

告示

○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第42号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年2月19日

群馬県知事 大 澤 正 明

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1-ブチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名 CUMYL-BICA）及びその塩類
- (2) 1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボキサミド（通称名 CUMYL-5FP7AICA）及びその塩類
- (3) 2-(8-ブロモ-2,3,6,7-テトラヒドロベンゾ[1,2-b:4,5-b']ジフラン-4-イル)エタンアミン（通称名 2CBFLY）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

平成28年2月20日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。